臺島鐵工組合規約（抄）

第一条　本組合ハ臺島鐵工組合ト称ス

第二条　本組合ハ臺島地方ニ於ケル鐵工業ニ従事スル労働者ヲ以テ組織ス

第三条　本組合ハ本部ヲ臺湾ニ置キ組合員三十名ニ達スル場合ハ其工場又ハ其地方ニ支部ヲ置クコトヲ得

第五条　本組合ハ本組合ノ綱領ニ基キ左ノ実現ヲ以テ目的トス

第六条　本組合ハ前条ノ目的ヲ達セムカ為メ左ノ

（別表綱領）

一、吾人ハ労働組合ノ実力ニ依テ労働階級ノ完全ナル解放ヲ期ス

社會局